

自立支援教育訓練給付金のご案内

1 自立支援教育訓練給付金とは

- 母子家庭の母、または父子家庭の父(※1)が指定された職業能力開発のための教育訓練を受講される場合、受講料の一部を給付する事業です。
- 利用できる方（次の要件をすべて満たす方）
 - ・児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準にある方
 - ・教育訓練を受けることが、適職に就くために必要であると認められる方
- 対象講座とは
 - ・雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座です。経理事務、ホームヘルパーなど働く人の職業能力アップを支援する多彩な講座が指定されています。
 - ・指定講座は、教育訓練講座検索システム（www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T_M_kensaku）でもご覧になれます。
- 支給額
 - (1) 雇用保険制度の一般・特定一般教育訓練給付の指定講座
対象講座の受講料の6割相当額（上限20万円、下限1万2千円）
 - (2) 雇用保険制度の専門実践教育訓練給付の指定講座
対象講座の受講料の6割相当額（上限40万円×就学年数、下限1万2千円）

※雇用保険法の一般教育訓練、専門実践教育訓練、特定一般教育訓練の受給資格者は、上記額から給付金支給額を差し引いた額

 - ・支給額算定により端数が生じた場合には、小数点以下は切り捨てます。

※1 母子家庭の母等で現に児童を扶養している方

2 相談や申請の窓口は

- 町村にお住まいの方は、県保健福祉事務所が申請窓口です。

名 称	電 話 番 号	所 在 地	所 管 地 域
平塚保健福祉事務所	0463-32-0130	平塚市豊原町6-21	大磯町、二宮町
平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所	0467-85-1173	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7	寒川町
鎌倉保健福祉事務所	0467-24-3900	鎌倉市由比ガ浜2-16-13	葉山町
小田原保健福祉事務所	0465-32-8000	小田原市荻窪350-1	箱根町、真鶴町、湯河原町
小田原保健福祉事務所足柄上セントラル	0465-83-5111	足柄上郡開成町吉田島2489-2	中井町、大井町、松田町 山北町、開成町
厚木保健福祉事務所	046-224-1111	厚木市水引2-3-1	愛川町、清川村

- 市にお住まいの方は、各市のひとり親家庭福祉主管課にお問い合わせください。

3 申請から給付金支給まで

1	事前相談	最初に事前相談を行い、受講の必要性等の確認を行います。
2	講座指定申請	講座受講開始の20日前までに、対象講座指定申請書を保健福祉事務所を通じて県に提出します。
3	講座指定	県で受講要件の審査を行い、対象講座指定の可否を決定します。対象講座となった場合には、県から申請者に受講対象講座指定通知書が送付されます。
4	講座受講	
5	支給申請	受講修了日から起算して30日以内に、支給申請書を保健福祉事務所を通じて県に提出します。
6	支給決定	県で支給の可否を決定します。 支給となった場合には、県から申請者に支給決定通知書が送付されます
7	給付金支給	指定された口座に給付金が振り込まれます。

4 講座指定申請に必要な書類等は

- 講座受講開始の20日前までに講座指定申請書等を提出してください。

- (1) 自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書
- (2) 申請者及びその児童の戸籍謄本または抄本
- (3) 同意書
　　県が講座指定の審査のため、地方税及び児童扶養手当情報を取得することについて世帯全員の同意
- (4) 雇用保険の一般教育訓練給付金の受給資格者は「教育訓練給付金支給要件回答書（一般教育訓練）」

5 支給申請に必要な書類等は

- 教育訓練の受講修了日から起算して30日以内に支給申請書等を提出してください。期日を過ぎると申請できません。

- (1) 自立支援教育訓練給付金支給申請書
- (2) 申請者及びその児童の戸籍謄本または抄本
- (3) 同意書
　　県が支給決定の審査のため、地方税及び児童扶養手当情報を取得することについて世帯全員の同意
- (4) 受講対象講座指定通知書
- (5) 神奈川県母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業教育訓練修了証明書（様式第4号、教育訓練施設の長が発行）
- (6) 教育訓練施設の長が、受講者本人に支払った教育訓練経費について発行した領収書
- (7) 雇用保険の一般教育訓練給付金受給者は「教育訓練給付金（一般教育訓練）支給・不支給決定通知書」

6 その他、ご留意いただくこと

- 講座指定を受けても、修了時の所得が基準額を超える場合等、給付が受けられないことがあります。
- 支給申請時に領収書が必要ですので、必ず保存しておいてください。
- 申請には個人番号（マイナンバー）が必要です。申請の際には、「個人カード」または「通知カード+運転免許証など本人確認できるもの」を持参してください。
　　「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定める「個人番号利用事務」（母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務）に利用するものです。
- 「同意書」の提出がない場合は、次の書類も併せて提出してください。
　　①世帯全員の住民票の写　②児童扶養手当証書等の写